

議案第72号

北上市総合計画基本構想を定めることについて

北上市総合計画基本構想を別紙のとおり定めることについて、北上市議会の議決すべき事件を定める条例本則第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月5日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

現行計画が令和2年度で終了することに伴い、令和3年度から12年度までを計画期間とする基本構想を定めるようとするものである。



# 北上市総合計画 2021～2030

<基本構想>

(案)

令和元（2019）年12月



# 目次

序論.....	1
第1章 北上市の概要.....	1
第2章 総合計画の基本事項.....	3
1 策定の趣旨.....	3
2 本計画の位置付け.....	3
3 本計画の構成と期間.....	3
4 計画策定の視点.....	5
第3章 まちづくりに関わる社会潮流.....	6
1 人口、世帯の構造変化.....	6
2 社会の変革.....	6
3 くらしの変化.....	7
4 社会の変化に対応する地方自治の変革.....	8
基本構想.....	9
第1章 まちづくりの将来像.....	9
第2章 人口推計・目標.....	10
第3章 土地利用構想.....	10
第4章 基本目標.....	11

# 序論

## 第1章 北上市の概要

### 地勢

北上市（以下、「本市」といいます。）は、岩手県のほぼ中央、北上盆地の中ほどに位置し、市域の中央部には平野が広がり、東部は北上高地の丘陵地、西部は奥羽山脈の山々が連なります。

北上川と和賀川が合流して田園地帯を形成する、水と緑のあふれるまちです。

### 歴史

仙台藩と盛岡藩の境にあった当地は、南北を走る奥州街道沿いの宿場町として発展しました。

また、寛永年間（1624～1644）には舟運が始まり、北上～盛岡間を結ぶ小型の小操船と、北上～石巻間を結ぶ大型の艀（ひらたぶね）の積み荷を入れ替える重要な中継港として栄えました。

### 都市基盤

昭和50年代（1970年代後半）から東北新幹線、東北縦貫自動車道、東北横断自動車道釜石秋田線等の高速交通体系の整備が進み、首都圏と2時間30分で結ばれるなど、「北東北の十字路」を形成しています。

産業

広大な北上盆地の中央に位置する本市は、米、野菜、花き、畜産など、さまざまな農産物の生産に取り組んでいます。

工業では、岩手県内では最も早い時期から工業団地造成や企業誘致に取り組んできた結果、現在は半導体や自動車のほか、機械、パルプ、食品、医薬品など、幅広い業種の企業が立地する県内トップクラスの工業集積を誇る都市に発展しています。

まちづくり

本市は、まちづくりの基盤として市民との「協働」を位置づけ、県内初となる「北上市まちづくり協働推進条例」を平成 18（2006）年に制定しました。

また、平成 24（2012）年に「北上市自治基本条例」・「北上市地域づくり組織条例」を制定し、これらまちづくり関係条例により、本市独自の市民協働と地域特性を活かしたまちづくりを進めています。

行政

財政基盤の確立・行政経営の機能強化を図るため、経営改革に取り組んできました。また、平成 14（2002）年からごみ処理分野で、平成 26（2014）年からは水道分野において広域連携を開始しました。

平成 27（2015）年には、奥州市・金ケ崎町・西和賀町と定住自立圏形成協定を締結し、圏域の活性化に取り組んでいます。

## 第2章 総合計画の基本事項

### 1 策定の趣旨

本市は、平成22（2010）年度に中長期的展望をもつ計画的・効率的な市政運営の指針として「北上市総合計画2011～2020」を策定し、将来の都市像『豊かな自然と先端技術が調和した魅力あふれるまち』を実現するため、10年間、各種の施策及び事業を展開してきました。

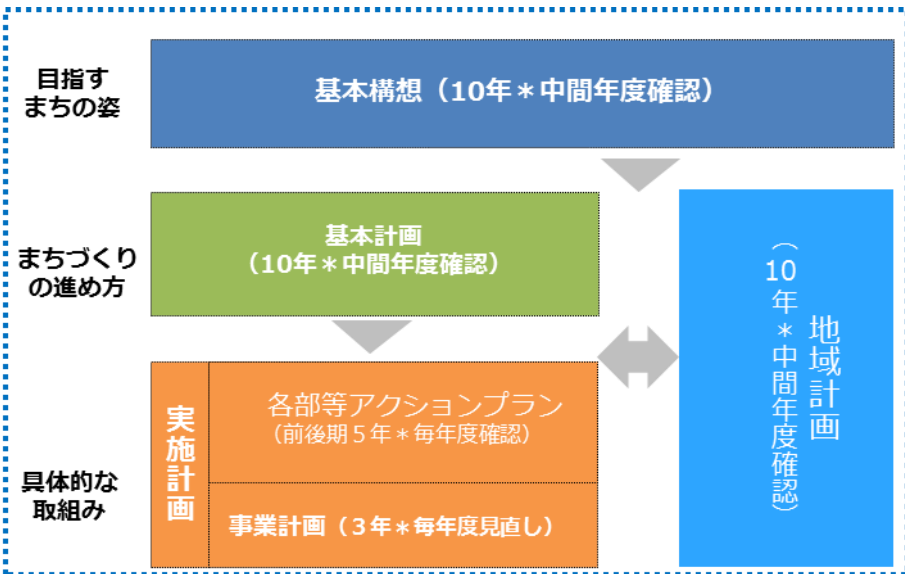
前計画が令和2（2020）年度で終了することから、前計画に基づく取り組みの成果、社会経済情勢の変化による新たな課題等を整理し、令和3（2021）年度から10年間の新しい指針として「北上市総合計画2021～2030」（以下、「本計画」といいます。）を策定しました。

### 2 本計画の位置付け

本計画は北上市自治基本条例第13条第1項に規定する、総合的な市政運営の指針となるものです。

### 3 本計画の構成と期間

本計画は、北上市自治基本条例第13条第2項に基づき、「基本構想」「基本計画」「地域計画」「実施計画」「事業計画」で構成します。



	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年	令和 12年	
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
基本構想 基本計画 地域計画											
実施計画	前期アクションプラン					後期アクションプラン					
	事業計画										
		事業計画									
			事業計画								
				事業計画							
					事業計画						
						事業計画					
							事業計画				



## 4 計画策定の視点

### ◇市民参画による計画づくり

『まちづくり関係条例（自治基本条例・まちづくり協働推進条例・地域づくり組織条例）』の理念に基づき、まちづくりの主体である市民、地域づくり組織、各種団体、企業等の参画と協働による計画づくりを進め、新たなまちづくり人材の育成を図りました。

### ◇人口減少・少子高齢化に対応できる計画づくり

持続可能な活力あるまちづくりを最重点課題として、人口減少・少子高齢化に対応した計画づくりを行いました。

### ◇時代の変化に柔軟に対応できる計画づくり

社会経済情勢が大きく変化する中で、本市を取り巻く環境、多様化する市民ニーズ等を的確に捉え、時代の変化に柔軟に対応できる計画づくりを行いました。

### ◇前計画の検証結果を反映した計画づくり

行政マネジメントシステム<sup>1</sup>に基づき、前計画の進捗状況を検証・分析し、その成果や課題を計画策定に反映させました。

### ◇実現性・実効性を確保した計画づくり

将来における財政状況を十分に想定し、施策の実現性及び事業の実効性を確保した計画づくりを行いました。

### ◇目標を明確にし、成果によるマネジメントの可能な計画づくり

まちづくりの目標を明確にして、常に成果を意識した市政運営を推進できる計画づくりを行いました。

---

<sup>1</sup> 行政活動の検証と改善に基づく行政運営に取り組み、市民サービスの効率化と質的向上及び市民の利便性や満足度を構築する政策形成システム

## 第3章 まちづくりに関わる社会潮流

### 1 人口、世帯の構造変化

#### ◇ 人口減少、少子高齢化の進行

日本の合計特殊出生率（一人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数）は平成 17（2005）年に過去最低の 1.26 を記録しました。平成 24（2012）年以降は 1.4 台に回復しているものの、人口維持に必要な人口置換水準 2.07 には遠く及ばない状況です。少子化の一方、日本の高齢化率（65 歳以上人口割合）は、平成 22（2010）年以降、世界で最も高い水準となっています。

また、団塊ジュニア世代（1971～1974 年生まれ）が 65 歳に達する令和 22（2040）年頃の社会構造に起因する「2040 年問題」が、今後、国民生活に大きな変化をもたらすこととなります。

#### ◇ 外国人の増加

平成 31（2019）年 4 月からの在留資格要件の拡大等に伴い、今後は在留外国人及び外国籍の子どもの増加が予想されています。

#### ◇ 世帯の小規模化

核家族や一人暮らしの増加で一般世帯総数が増加した結果、1 世帯当たり人員は低下（世帯の小規模化）しています。長期的な世帯推計では一般世帯総数も令和 7（2025）年をピークに減少に転じる見通しです。

### 2 社会の変革

#### ◇ 第4次産業革命の到来

産業・経済・金融が世界各国と連動するグローバル化（国際化）がますます進む時代に国際競争の中で埋没しかねない強い危機感を抱く政府は、第 4 次産業革命の技術をいち早く社会実装する「超スマート社会」の実現に向けた取り組みである『ソサエティ 5.0<sup>2</sup>』を官民一体で強力に推進しています。

<sup>2</sup> 狩猟社会（ソサエティ 1.0）、農耕社会（ソサエティ 2.0）、工業社会（ソサエティ 3.0）、情報社会（ソサエティ 4.0）に続く、新たな社会を指すもの

### ◇ 脱炭素社会の推進

政府は令和元（2019）年、地球温暖化防止の国際的枠組みである「パリ協定」（平成 27（2015）年）に基づき、今世紀後半のできるだけ早期に温室効果ガスを出さない「脱炭素社会」を目指すこと宣言し、技術革新による「環境と成長の好循環」の推進、再生可能エネルギーの主力電源化等に取り組んでいます。

### ◇ 世界と結びつく国民生活

世界の人口が増加する中、地球温暖化による農地の砂漠化、水資源の不足等により、世界の食料需給がひっ迫する可能性が年々高まっています。特に食料自給率が 38%（平成 29（2017）年、熱量換算）と極めて低い日本では、今後の世界の食料需給による国民生活への影響も懸念されます。

### ◇ 持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27（2015）年、持続可能な世界の実現に向けて、令和 12（2030）年を期限とする「持続可能な開発目標（SDGs、エスディージーズ）」が国連サミットで採択され、国民・政府・自治体・企業・地域等の主体的な取り組みが求められています。



## 3 暮らしの変化

### ◇ 人生100年時代の到来

健康寿命の延びに伴い、地域や社会で意欲的に活躍する高齢者が増えており、働き方も変わりつつあります。現在の「高齢者」の捉え方が将来的に見直されることも十分に考えられます。

#### ◇ 共生社会の形成

顕在化する様々な問題を社会全体で解決し、誰もが暮らしやすい社会を再構築するため、一人ひとりの人権、価値観、文化を尊重し、お互いに支え合う「共生社会」の広がりがさらに重要になっています。

#### ◇ 安全・安心を守る対策の推進

地球温暖化の影響による異常気象により、大きな自然災害が全国各地で発生しており、自然災害の被害を最小限に抑える減災対策が求められています。

## 4 社会の変化に対応する地方自治の変革

#### ◇ 一億総活躍社会の形成

人口減少社会では、社会のあらゆる場面において、年齢、障がいや病気の有無、国籍等を問わず、誰もが活動しやすい環境づくりが求められています。

#### ◇ 市民参画の深化

表面化しづらい生活上の問題や多様化する市民ニーズに公共サービスで対応することには限界があります。そうした中、市民・地域と協働するまちづくりが全国で広がっています。

#### ◇ スマート自治体の推進

省庁や一部の地方自治体では業務への人工知能（AI）技術の導入、ソフトウェア型ロボット（RPA）による業務自動化等、効果的な公共サービスの提供に向けた「スマート自治体」の取り組みが始まっています。

#### ◇ 広域連携の推進

都市機能の維持や人材確保等を自治体単独で行うことが、効率や財源の面からみると、必ずしも最善とはいえない事業があります。そのため、事業の目的に応じて、国、都道府県、近隣自治体との適切な分担と連携を進めることも必要です。

# 基本構想

## 第1章 まちづくりの将来像

### まちづくりの将来像

## “うきうき” “わくわく” するまち 北上

これまで北上市は、先人たちから引き継いだ豊かな自然や歴史、文化を守り育てながら、市民・企業・行政等のたゆみない努力により、活気あるまちとして発展してきました。

現在、人口減少、少子高齢化の進行等、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況にあっては、誰もが活躍するための環境づくりが求められており、市民の目線に立ったまちづくりがこれまで以上に大切になります。

このまちを、さらにより良いまちにして未来へつなぐため、市民一人ひとりの豊かなくらしを追求し、市民が“うきうき” “わくわく” するまちの実現を目指します。

子どもから大人まで、それぞれのライフステージを楽しく過ごし、多くの市民の笑顔あふれる“うきうき” するまち。

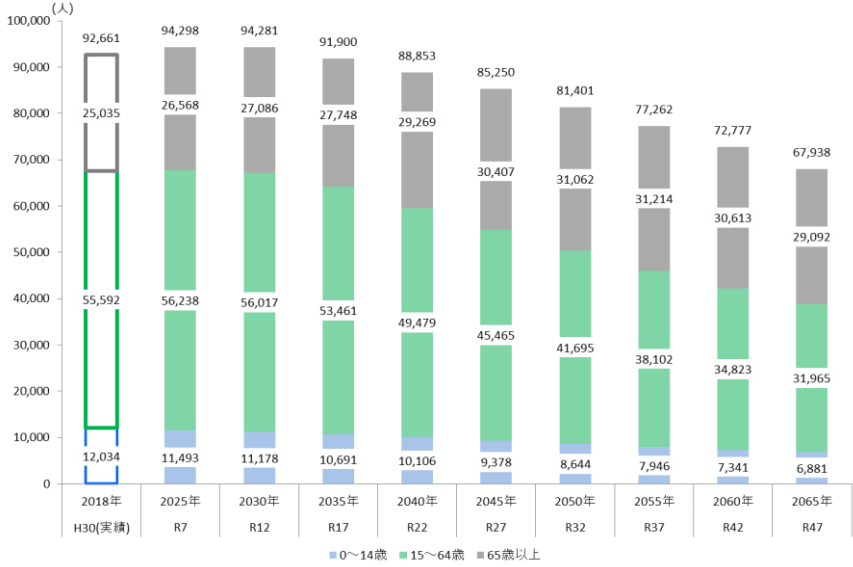
新しいことに挑戦する人や企業を応援し、「挑戦するなら北上市」として市内外から認められる“わくわく” するまち。

## 第2章 人口推計・目標

本市の人口の長期的な見通しは、国立社会保障・人口問題研究所によると、年々減少すると推計されています。

こうした見通しの中、本市の長所である力強い産業基盤と子育て世代の定住化政策、都市拠点と魅力ある16の地域との連携を進め、若い世代を中心とする転入者の増加による社会増とそれに伴う出生率向上を目指します。これらに加えて、健康長寿、多様な人々が共に生きる社会（ダイバーシティ）の形成を進める政策を推進する他、企業進出等に伴う新たな雇用計画が見込まれることから、本計画に基づく政策の成果として計画最終年度の令和12（2030）年人口94,300人を目標とします。

### 将来人口 94,300人 令和12（2030）年



## 第3章 土地利用構想

人口減少や少子高齢化の進行、産業集積に伴う土地開発需要の高まり等、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした情勢の中で今後も市勢発展を続けていくためには、これらの変化により生じる様々な課題を想定しながら、長期的な視点を持ったまちづくりを進める必要があります。

今後も引き続き、都市と自然環境の調和を重視し、市街地の無秩序な拡大の抑制を図るとともに、既存ストックの活用を図りながら土地の有効活用を促進します。

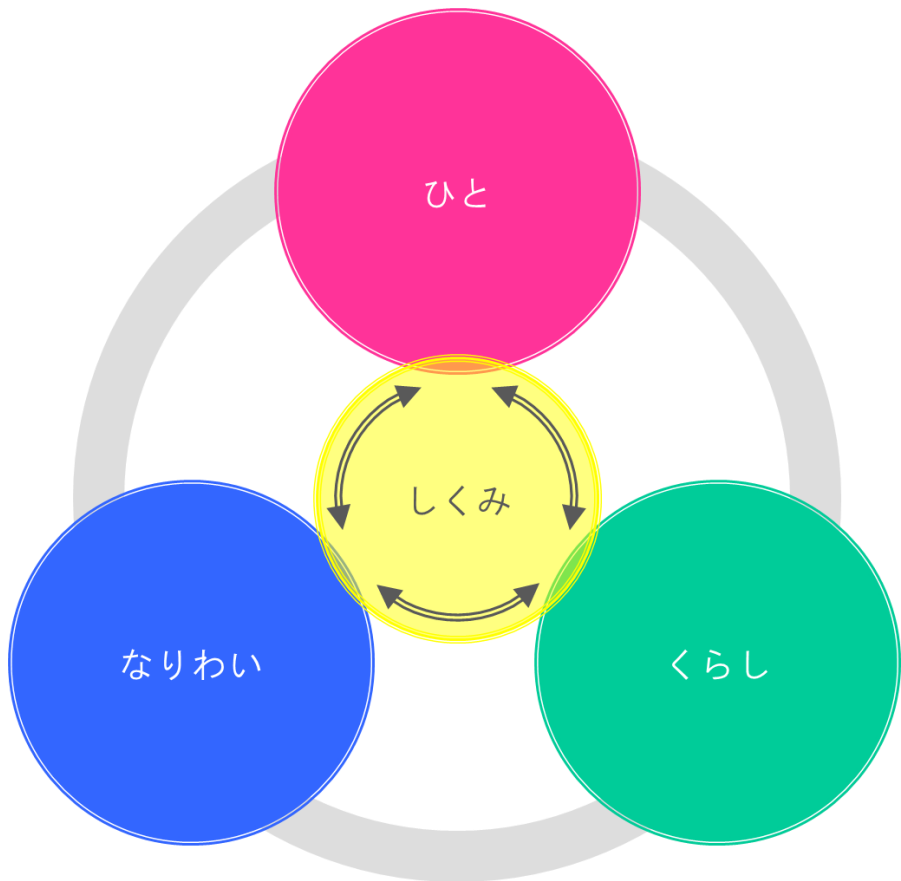
土地利用の基本方針及び地域類型別・利用区分別の基本方向については、国土利用計画北上市計画において定めます。

## 第4章 基本目標

まちづくりの将来像に向けて、社会環境の変化に対応し、市内全域において質の高い政策を実現するため、関連する政策分野の連携を図るとともに、新たな行政ニーズへ柔軟に対応出来るよう、4つの基本目標を定めます。

### 【4つの基本目標】

- 「ひと」           : 未来に輝く、未来を創る人づくり
- 「なりわい」     : 挑戦する心を原動力とした力強い地域経済の創出
- 「くらし」       : 生きる喜びと生涯安心のくらしをサポート
- 「しくみ」       : 誰もが主体的に参画する市民協働の深化、  
より良いまちづくりに挑戦し続ける行財政改革



「ひと」「なりわい」「くらし」の3分野を「しくみ」が支え、連携を図ります。

# ひと

## 未来に輝く、未来を創る人づくり

「子育て世代に選ばれる北上市」を目指して、安心の医療・良好な住環境・職住近接<sup>3</sup>が一体となったメリットを活かし、本市独自の理想的な子育て環境を提供して定住促進を図り、“未来に輝く人づくり”につなげていきます。

また、充実した教育環境や豊かな生涯学習を通し、生涯にわたって郷土文化を愛する「心」と、多様性社会において自らの道を切り拓き続ける「力」を備えた、北上市の“未来を創る人づくり”を進めます。

### 【現状・課題】

- 少子化の進行により、将来のまちづくりに大きな影響を及ぼす危機感が年々増しています。
- 職住近接、子育てしやすい環境の向上、住宅供給を一体とする施策を展開し、子どもを産み育てる若い世代の定住化を図ることで、まちづくりの未来を託す子どもの数の増加につなげる必要があります。
- 子ども達がグローバルな時代を生き抜く力の基礎を育成するため、家庭・地域・学校と連携し、健やかな成長を保障する適切な教育環境を構築する必要があります。
- 性別、心身の状態、国籍を問わず、居住者、転入者も含め、一人ひとりの学びや活動を地域づくりにつなげる生涯学習を効果的に展開する必要があります。

---

<sup>3</sup> 市内に住み、市内で働くことが出来る環境を表現したもの



## なりわい

### 挑戦する心を原動力とした力強い地域経済の創出

住みたい・働きたいまちとしての魅力を高めるため、高い交通利便性を活かした企業集積を促進させるとともに、産業間連携による新たな挑戦を応援し、力強い地域経済を創出します。

労働力人口が減少するこれからの社会を見据え、中小企業の技術開発力と生産性の向上、持続可能な農林業を後押しする取り組みを展開し、幅広い世代が住み続けることのできる地域を確立します。

#### 【現状・課題】

- 農林業従事者の高齢化等による後継者不足が加速する中で、担い手の育成と新規就農者を確保する必要があります。
- 農地集積や農業基盤の整備等、さらに効率的な生産体制を構築する必要があります。
- 本市に立地する企業の先進性と多様性を活かして産業競争力を高めるため、企業、金融機関、教育機関等との密接な連携を進める必要があります。
- ソサエティ 5.0 の実現に向けて、中小企業の技術開発力と生産性の向上、農商工連携による新たな事業展開等、産業分野を超えたスマート化に取り組む必要があります。
- 全国的な労働者不足を踏まえ、市内外の人々に「職住近接で暮らしやすいまち」としての認知度を高め、住宅供給と連動した若い世代の人材確保策を展開する必要があります。
- 商業の活性化に向けた魅力ある店舗づくりへの支援等、商業者の主体的な活動に対し、支援を継続する必要があります。
- 観光ニーズが多様化している現状を踏まえ、観光客の目線に立った情報を発信する必要があります。

# くらし

## 生きる喜びと生涯安心のくらしをサポート

人生 100 年時代に向けて、充実した医療環境の下、地域に根付く支え合う心を次代に継承しながら、市民一人ひとりの生きる喜びと生涯安心のくらしを地域全体でサポートする体制を進化させていきます。

市内全域において、良好な住環境を支える適切な土地利用と基盤整備を着実に進めるとともに、将来世代が安心して暮らす社会を形成します。

### 【現状・課題】

- 地域の相互扶助機能の低下（関係性の希薄化）、介護人材の不足、健康と生きがいへの関心の高まりを踏まえ、市民同士の支え合いの促進、新しい支援体制の構築を同時に進め、生きることの喜びをサポートする共生社会を形成する必要があります。
- 企業集積に伴う土地開発需要の高まりが予想される中、無秩序な開発を抑制し、良好な住環境形成と効率的な社会基盤の整備を進めるため、適正な土地利用を誘導する必要があります。
- 長期的な財政運営とのバランス、最新技術の普及動向を注視しながら、効率性と環境負荷の軽減に配慮した社会基盤の整備を計画的に進める必要があります。
- 地球温暖化による異常気象や脱炭素社会の進展を踏まえ、人命と地球を守る意識を市民一人ひとりが高めること、市民、企業、関係機関、行政が一体となって環境への配慮とハード・ソフト両面の減災対策を実行する必要があります。

## しくみ

### 誰もが主体的に参画する市民協働の深化、 より良いまちづくりに挑戦し続ける行財政改革

市民協働の指針となる、自治基本条例・まちづくり協働推進条例・地域づくり組織条例、いわゆる「まちづくり関係条例」を実践する市民活動団体や地域づくり組織の一層の活性化を後押しするとともに、子ども、高齢者、障がい者、転入者、外国人等、誰もがまちづくりに主体的に参画する市民協働の深化を進めます。

行政経営のパワーアップを目指し、開かれた行政の実現と行財政改革に取り組むとともに、職員一人ひとりが「市民がまちづくりの主体である」との認識のもと、より良いまちづくりに挑戦し続ける組織の進化を図ります。

#### 【現状・課題】

- 「まちづくり関係条例」の一層の浸透を図り、誰もがまちづくりに参加しやすい環境をつくり、より多くの市民が主体的に関わる市民協働を深化させるとともに、地域ごとに創意工夫して行う成功事例を市全体に広げて展開していく必要があります。
- 「北上市に関わりたい」といった愛着や誇りを持った関係人口<sup>4</sup>の拡大に向けて、新しい魅力の創造と伝わる情報発信力を高める必要があります。
- 効果的・効率的な行政経営に向けて、「スマート自治体」への積極的な取り組みによる公共サービスの提供と財政の弾力性を高めること、また、職員のモチベーション向上と職場環境の改善を通じて職員一人ひとりにまちづくりを担う責任感を高め、挑戦する組織文化を発揮・進化させる必要があります。

<sup>4</sup> 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々